

参議院運輸委員會會議錄第六号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)午後
一時四十一分開会

委員の異動

二月五日委員小柳勇君辞任につき、その補欠として大和与一君を議長において指名した。
二月六日委員小酒井義男君辞任につき、その補欠として柴谷要君を議長において指名した。
二月十一日委員平島敏夫君辞任につき、その補欠として木島虎藏君を議長において指名した。
二月十二日委員木島虎藏君辞任につき、その補欠として平島敏夫君を議長において指名した。
二月十三日委員江藤智君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。
二月十四日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として江藤智君を議長において指名した。
二月十六日委員大和与一君辞任につき、その補欠として小柳勇君を議長において指名した。
二月十七日委員高野一夫君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。
本日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

江藤 智君

委員

相澤 重明君

植竹 春彦君

田中 茂穂君

野田 俊作君

平島 敏夫君

天田 勝正君

小柳 勇君

柴谷 要君

松浦 清一君

政府委員

運輸政務次官

中馬 辰猪君

運輸大臣官房長

細田 吉藏君

運輸省海運局長

朝田 静夫君

運輸省船舶局長

山下 正雄君

運輸省港湾局長

中道 峰夫君

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部長

八木 利風君

運輸省自動車局長

國友 弘康君

運輸省観光局長

岡本 悟君

常任委員

古谷 善亮君

会専門員

閣下付、予備審査)

○国内旅客船公団法案(内閣送付、予備審査)

○港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(相澤重明君) たいだいまより運輸委員會を開会いたします。

○諮りいたします。委員の辞任に伴い理事、交通事故防止に関する小委員及び同小委員長が欠員でありますので、ついでには、その補欠の選任及び選定は、先例により便宜私から指名いたしまして御異議ございませんか。

○理事(相澤重明君) 御異議ないと認めまして、それでは理事に江藤智君、小委員に江藤智君、平島敏夫君、柴谷要君、小委員長に江藤智君を、それぞれ指名いたします。

○理事(相澤重明君) 先日の委員会において決定されました志免勉業所調査のための委員派遣は、委員長に一任せられました。委員長及び理事打合会において協議の結果、次の通り決定いたしました。

派遣の委員は、大倉精一君、平島敏夫君及び小柳勇君の三人とし、派遣の日数は、二月十九日から二十二日まで四日間でございます。

以上、御報告申し上げます。

○理事(相澤重明君) 次に、二月七日付託されました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案、二月十六日付託され

ました日本観光協会法案及び自動車ターミナル法案、二月七日予備審査のため送付されました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案及び二月十一日予備審査のため送付されました特定港湾施設整備特別措置法案を一括して議題といたします。

以上、五案につきまして提案理由の説明を求めます。たいだいま出席の政府委員は、運輸政務次官中馬辰猪君並びに運輸大臣官房長細田吉藏君、運輸省海運局長朝田静夫君、同じく船舶局長山下正雄君、同じく港湾局長中道峰夫君、同じく観光局長岡本悟君、国有鉄道部長八木利風君、以上の諸君であります。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案について政務次官の明説を求めます。

○柴谷要君 その前に……政府提案の法律案説明でありますから、大臣が出席されてするのが至当ではないかと思っております。大臣がお見えになつておられようですから、政務次官がかかるというのには当然だとは思いますが、大臣の出席できない理由だけ一つお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(細田吉藏君) 衆議院の予算委員會で午前中の質疑がたいぶ延びて午後になりました。それから引き続いて午後一時半から予算委員會で社会党の中島委員から運輸大臣に御質問がございますので、やむを得ずそちらへ出席しておる次第でございます。御出席を願つたわけであります。

○柴谷要君 そういふ理由が明白でございますから了解いたします。

○理事(相澤重明君) それでは中馬政務次官の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(中馬辰猪君) たいだいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、その提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

わが国の造船業は、昭和二十六年ごろから一応回復過程をたどり、昭和三十一年度には四百九十五隻百九十四万総トン、昭和三十三年度には六百七十七隻二百八十八万五千総トンをこえる進水実績をあげ、その生産実績は世界第一位を占めるに至つております。

造船業は、わが国民性に最も適した産業であり、かつ、付加価値率や外貨獲得率が高いのみならず、広範な関連産業を通じて、国民経済の発展に大きく寄与しております。

政府は、今後大手造船業に対しましては、将来の技術革新及び国際競争に備えて技術の向上、合理化の促進等に努めますが、輸出の促進をはかる所存であります。他方中小型鋼船造船業に対しましては、最近の東南アジア各国に対する賠償の進展及びその他後進国へのわが国中小型鋼船に対する引き合い状況等にかんがみまして、今後中小型鋼船の輸出の振興を造船政策の重点の一つとして推進したいと考えている次第であります。

それには一方において市場対策等、

直接に輸出振興対策を強力に推進することが必要であります。また、基本的には、中小型鋼船造船業そのものの合理化を推進し、その技術水準の向上と経営基礎の確立をはかることがきわめて肝要でありまして、これにより良質低廉な中小型鋼船の輸出が期待されるのであります。

一方、国内海運について見ますと、最近、木船から鋼船化への傾向が顕著に見られますが、これらの船舶、特に中小型旅客船等の安全性能を高めること及び船舶の低減をはかるためにも中小型鋼船造船業の合理化が要請されるわけでありまして、

このような見地から、わが国の中小型鋼船造船業を見ますに、解決を要すべき幾多の困難な問題に直面しております。

すなわち、わが国の中小型鋼船造船業は、戦争中軍需産業として急激に膨張したのであります。その後、設備の改善は図られ、ためにその老朽化、陳腐化の程度ははなはだしく、技術水準もおお改善すべき点が多々見受けられます。

このような中小型鋼船造船業の現状とその合理化の重要性とにかんがみまして、政府は、昨年来種々検討を重ねて参ったのであります。このたびようやく成案を得て提案いたしました次第であります。

本法案は、長期経済計画の趣旨に沿って、中小型鋼船造船業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に中小型鋼船造船業の合理化をはかり、もって、船舶輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

て、その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる中小型鋼船造船業は、主として総トン数三千トン未満の鋼船の製造または修繕を行う事業でありまして、これら造船業の相当部分は、中小規模の企業者によって経営されておりますので、本案は、また、中小企業の建設的かつ積極的な育成策として、重要意義を有するものと考えます。合理化基本計画は、中小型鋼船の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減を促進するために策定するものであります。まず第一に、昭和三十八年度末における中小型鋼船造船業の技術水準、生産費、生産力等の合理化目標を定め、次にこれらの実現をはかるため、設備の近代化、生産技術の向上、能率の増進等の諸措置を定めることとなっております。

この計画は、海運造船合理化審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して、中小型鋼船造船業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案には、また、設備の近代化のための所要資金のあつせん、技術の向上のための基準等の公表の二措置が定められております。

設備資金のあつせんに関しましては、合理化実施計画に定められた所要の資金について、政府が財政資金その他の資金をあつせんするということになっております。

最後に、技術の向上のための基準等の公表につきましては、単に合理化基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき適

正な製造設備、検査設備、製造方法、従業員等の技術的能力の基準及び設計の基本等について公表し、各企業の工場の具体的技術の向上目標を示して、当該造船業の一段の努力を期待しようとするものであります。本措置につきましても、造船技術に関する学識経験者をもつて構成する造船技術審議会に諮り、その適正を期することといたします。

本法は、五カ年の臨時立法とし、この間、所期の目的達成のため、政府は最大の努力を傾注いたす所存であります。なお、資金のあつせん等本法の施行を円滑にするための一措置として、本法において関係法規の一部改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由並びにその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さらんことをお願いいたします。

○理事(相澤重明君) 次に、日本鋼光協会法案について御説明を求めます。

○政府委員(中馬辰猪君) ただいま議題となりました日本鋼光協会法案の提案理由について御説明申し上げます。

外国人観光客のわが国への来訪が著くなりこれら観光客が国内において消費する額の増加することは、わが国にとつて国際収支の改善に資し、ひいては経済基盤の強化に資するところはなほ大なるものがあると存するのであります。

そのため、政府は、従来、財団法人国際観光協会に補助金を交付し、外国人観光客のわが国への誘致宣伝、外国人観光客の接遇の向上等に関する業務を実施させ、もって国際観光の振

興に努力して参つたのであります。他方、社団法人全日本鋼光連盟は、観光関係者が会員となり、日本国有鉄道、地方公共団体等の援助を受けて、観光関係機関従業員研修、観光資源の開発及び国民旅行の健全化等に関する事業を実施してきたのであります。

本来、観光の振興に關して、国際観光と国内観光とを区別して論ずることは妥当でなく、観光を総合的に論じ、発展させていくことが必要であり、かくすることによつて外客の来訪も活発となり、また国民の健全旅行にも寄与することとなるものと存するのであります。こういった観点から現在においても国際観光協会と全日本鋼光連盟は相互に連絡協調を密にして行動しているものであります。この際、さらに一歩を進めて、両者を統合して一本化をはかり、この一本化された法人において観光の振興に関する事業を総合的に実施すれば、さらに多大の効果が期待されるのであります。また、従来、日本国有鉄道、財団法人日本交通公社、東京都を初めとする地方公共団体並びに運輸業者、観光関係業者及びこれらの関連団体等から国際観光協会及び全日本鋼光連盟に対し、事業に要する資金を拠出していただいておりますが、これらの拠出金については、国際観光協会と全日本鋼光連盟とにそれぞれ拠出している例が多く、両者が一本化されれば、この一本化された法人の充実合理化に伴いその額の増加も期待されるのであります。

以上は、観光の振興に關する事業を同一法人のもとにおいて総合的に実施されなければならない理由として申し上げたのであります。さらに、これ

ら観光の振興に關する事業が、企業者別及び地域別の利害得失にとらわれず、国家的見地からなされなければならないこと、事業実施の経費として政府から多額の補助金を交付すること、観光事業の多種多様性にかんがみ、民間の援助及び意見を必要とすること等の理由から、特別法により、日本国有鉄道、地方公共団体、運輸業者、観光関係者及びこれらの団体等を会員とする日本鋼光協会を設立し、運輸大臣の監督のもとに、観光の振興に關する事業を積極的、かつ総合的に実施させる必要があるものであります。

次に、この法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、日本鋼光協会、日本国有鉄道、地方公共団体、旅客運送業者、ホテル業者、旅館業者、旅行あつ旋業者及びこれらの団体等を会員とする法人といたしました。

第二に、協会の役員としましては、会長、副会長及び理事及び監事を置くこととし、会長、副会長及び監事は、運輸大臣が任命し、理事は、会長が運輸大臣の認可を受けて任命することといたしました。

第三に、協会に、会員が会員のうちから選挙する運営委員三十人以上をもつて組織する運営委員会を置き定款の変更、会費の額及び徴収の方法及びその他定款で定める事項を議決するとともに、会長の諮問に應じ、業務の運営に關する重要事項を調査審議することといたしました。

第四に、協会の業務は、外国人観光旅客の誘致宣伝、外国人観光旅客に対する接遇の向上、その他観光事業に關する業務の改善に関する指導、観光に

ら観光の振興に關する事業が、企業者別及び地域別の利害得失にとらわれず、国家的見地からなされなければならないこと、事業実施の経費として政府から多額の補助金を交付すること、観光事業の多種多様性にかんがみ、民間の援助及び意見を必要とすること等の理由から、特別法により、日本国有鉄道、地方公共団体、運輸業者、観光関係者及びこれらの団体等を会員とする日本鋼光協会を設立し、運輸大臣の監督のもとに、観光の振興に關する事業を積極的、かつ総合的に実施させる必要があるものであります。

次に、この法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、日本鋼光協会、日本国有鉄道、地方公共団体、旅客運送業者、ホテル業者、旅館業者、旅行あつ旋業者及びこれらの団体等を会員とする法人といたしました。

第二に、協会の役員としましては、会長、副会長及び理事及び監事を置くこととし、会長、副会長及び監事は、運輸大臣が任命し、理事は、会長が運輸大臣の認可を受けて任命することといたしました。

第三に、協会に、会員が会員のうちから選挙する運営委員三十人以上をもつて組織する運営委員会を置き定款の変更、会費の額及び徴収の方法及びその他定款で定める事項を議決するとともに、会長の諮問に應じ、業務の運営に關する重要事項を調査審議することといたしました。

第四に、協会の業務は、外国人観光旅客の誘致宣伝、外国人観光旅客に対する接遇の向上、その他観光事業に關する業務の改善に関する指導、観光に

ら観光の振興に關する事業が、企業者別及び地域別の利害得失にとらわれず、国家的見地からなされなければならないこと、事業実施の経費として政府から多額の補助金を交付すること、観光事業の多種多様性にかんがみ、民間の援助及び意見を必要とすること等の理由から、特別法により、日本国有鉄道、地方公共団体、運輸業者、観光関係者及びこれらの団体等を会員とする日本鋼光協会を設立し、運輸大臣の監督のもとに、観光の振興に關する事業を積極的、かつ総合的に実施させる必要があるものであります。

関する調査及び研究、鑑光に関する出版物の刊行等を行い、政府は、その事業の円滑な運営のため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、協会の事業遂行の万全を期しました。

第五に、協会の財務及び会計については、協会は毎年、予算及び事業計画を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬこととしたのを初めとして、協会の財務諸表及び借入金についても承認または認可を受けなければならぬこととし、また、余裕金の運用については一定の制限を付し、協会の会計の適正化をはかった次第であります。

第六に、協会は、運輸大臣の監督に服するのでありまして、運輸大臣は、協会に対して監督上必要な命令を発し、または報告を徴し、所属職員に立ち入り検査をさせることができることとしたしました。

最後に、協会の設立に関する事務は、運輸大臣が任命する設立委員に処理させることとしたしておりますが、設立に当りまして、国際鑑光協会及び全日本鑑光連盟の一切の権利及び義務を包括承継し、従来行なってきた鑑光の振興に関する事業の継続に支障を来たさないようにいたす所存であります。

なお、右のほか、協会に対する税を減免するため、各種税法の一部改正を行いまして、協会の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(相澤重明君) 次に自動車ターミナル法案の説明を求めます。

○政府委員(中馬辰猪君) ただいま議題となりました自動車ターミナル法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

最近における自動車輸送の発展は、きわめて急速で、顕著なものがあありますが、なかんずく、路線バス事業及び路線トラック事業は、年々向上の一途をたどり、昭和三十一年度の実績より見ましても、その輸送量は、路線バスにおいて四十六億三千万人、路線トラックにおいて千四百三十万トンを示しているのでありまして、鉄道輸送のそれと比較した場合、路線バスにおいて約一・一倍、路線トラックにおいて鉄道小口貨物の約四・四倍に及んでいるのであります。

御承知の通り、輸送機関と申しますものは、いずれも幾つかの幹線と、これより分岐する数多くの支線とが、あらかも網の目のように相互に交錯して発達してゆくものであります。自動車輸送におきましても、たとえば路線バスについて見ますと、東京、大阪等の大都市においてはもちろんのこと、地方都市におきましても、それぞれ、その都市の繁華街、官庁街または鉄道駅等を中心として四方八方へ多数の路線が広がり、いわゆる路線網を形成しておるのであります。

従いまして、輸送需要に最も適合した自動車の路線網を積極的に形成して参りますことは、利用者公衆の便益を促進することはもとより、自動車輸送の発達をはかっていきますために重要な課題となるわけでありまして、そのために大きな役割を果すものと考え

られますのが、本法案の対象とする自動車ターミナルであります。

すなわち、航空輸送における空港あるいは鉄道輸送における停車場のごとき、多数の自動車路線が集中する地点に、旅客の乗り換え、あるいは貨物の積み換えのための施設を設置して利用者の利便を増進していくことが、かねてから広く要望されておったのであります。従来このような機能は、道路その他の一般交通の用に供される場所において、あるいは単独の事業者の施設として行われてきました関係上、利用者の利便を阻害し、ひいては自動車運送事業者自体の健全な発達にも少なからざる支障を及ぼして参っておったのであります。

さらに、近い将来、高速自動車道が建設され、都市間交通がますます活発になりますれば、幹線交通と都市交通との総合的な発展を期しますために、この種自動車ターミナル施設の整備促進が格段に要望されるものと予想されるのであります。

政府といたしましては、数年来、自動車ターミナルの整備促進に関する法的措置について種々検討を加えて参ったのであります。が、ようやく成果を得るに至りましたので、ここに提案いたしました次第でございます。

本法案は、第一に、自動車ターミナルについて明確な概念を定めるとともに、自動車ターミナル事業は、これを免許事業といたしまして、その事業の安定性を確保することといたしました。他方、これに対応して、その使用料金につきましては認可性としてその適正化をはかり、さらに、供用義務、構造設備の維持義務等を課して使用者

の利便を確保することといたしております。

第二に、自動車ターミナルとしての機能の完全な発揚を期するため、ある地区において自動車ターミナルが設置されているにもかかわらず、それを使用しないことによつて公衆の利便を阻害していると認められる自動車運送事業者に対しては、当該自動車ターミナルを使用するよう命じ得るものとしております。

第三に、自動車運送事業者が、その事業の用に供する自動車ターミナルにつきましては、主として道路運送法の定めによつて運営するものとしたほか、その構造、設備、その他の面について自動車ターミナル事業と同様に取扱いすることとしたのであります。

第四に、大都市等において多数のバス路線が集中している場所にバスターミナルが存在しない場合、その地区に路線を有するバス事業者に対し、共同してバスターミナルの設置に関し必要な措置をとるべきことを指示することができるよう、これによつて路線網の中心地点としての機能を確保することといたしております。

第五に、運輸大臣は、必要により自動車ターミナルの設置または改善のための用地及び資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとし、さらに、土地の収用につきましても、関係法規の一部改正を行なつて、自動車ターミナルの整備を促進いたすよう配慮しております。

右の五項目を骨子といたしまして、自動車ターミナルの適正な運営及び管理の確保並びに公衆の利便の増進をはかるものとした次第であります。

以上が自動車ターミナル法案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(相澤重明君) 次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案説明を求めます。

○政府委員(中馬辰猪君) ただいまから、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

日本国有鉄道が公共企業体として発足いたしました以来九年余を経過し、本年六月一日に十周年の記念日を迎えることになりました。この間、管理組織の變更その他制度的に幾たびか改正が行われて参つたのであります。が、何分にも膨大な組織でもありますが、過去いろいろな各方面の御批判を受け、最近では公共企業体審議会の答申もあり、また当委員会におきましても絶えず御批判と御指導を受けて参つたわけであります。政府といたしまして、これらを十分尊重いたしまして、日本国有鉄道がその設立の趣旨を生かして能率的な運営を確保し、もつて公共の福祉を増進し得るよう種々検討して参つたわけであります。が、支社制度の強化等につきましては改善の方途に結論を得ましたので、これを実施に移すため、日本国有鉄道法に所要の改正を加えるこの法律案を提出いたすことになつた次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を増加することとしたこととあります。現在

の日本国有鉄道は、理事会が最高意思決定機関として、業務運営の中心をなしております。この理事会に支社の実情を反映させ、また理事会の意向を支社に十分徹底させるために、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにいたしましたわけでありました。

第二は、日本国有鉄道が、限定した範囲内で、他の事業に投資をすることのできる旨を明らかにいたしましたこととあります。現在、日本国有鉄道は、帝都高速度交通営団法に基きまして、帝都高速度交通営団に対してのみ投資しておりますが、このほか、日本国有鉄道の投資について、運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資することができるよう明らかにいたしましたわけでありました。

第三は、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任することとしたこととあります。現在までは、日本国有鉄道の監督はすべて本省のみで行なっておりましたが、地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせることが適切、かつ能率的なものにつきましては、運輸大臣の職権の一部を委任して陸運局長に行わせることにいたしましたわけでありました。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(相澤重明君) 次に、特定港湾施設整備特別措置法案の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(中馬辰猪君) ただいま議

題となりました特定港湾施設整備特別措置法案につきましてその提案の理由について御説明申し上げます。

この法律案は、現下のわが国における躍進的な輸出貿易の伸長と工業生産の拡大の傾向にかんがみまして、すでにその隘路となつてゐる主要港湾の重要な港湾施設を、これら経済発展の速度に対応して緊急に整備いたすことにより、わが国経済基盤の強化に資することをその目的といたしております。このため、今回、次のような特別の措置を講じた次第であります。すなわち、今回の特別措置は、大別して三つの事項に分れますが、まず第一点は、輸出貿易と工業生産との関連におきまして、国家的に重要な港湾の特定の施設を、国が特別会計を設けて直轄で緊急に整備することとあります。第二点は、右の特別会計において、工事費用の一部につき借入金をもってその財源とすることができるよういたしましたこととあります。この借入金は、資金運用部より借り入れるものとし、港湾管理者の負担分に充てることといたしております。第三点は、工事費用の一部の財源として、民間資金の活用をはかることといたしたことであります。その活用の方法といたしましては、一は、企業合理化促進法の規定により、産業関連工事の申請事業者から国が受益者負担金を徴収すること、その二は、完成した特定施設の利用者から港湾管理者が特別利用料を徴収することとあります。

以上、述べました特別措置の対象となる港湾は、経済的要請の別に従ひまして、輸出港湾、石油港湾、鉄鋼港湾及び石炭港湾の各種別に分つことがございます。輸出港湾は、横浜、神戸等六港、石油港湾は、松山、四日市等四港、鉄鋼港湾は、室蘭、千葉等七港、石炭港湾は、刈田、唐津等九港であります。これらの諸港のうち、企業合理化促進法の規定により受益者負担金を徴収して工事を行うものは石油港湾及び鉄鋼港湾であり、完成後の施設利用者からこの法律の規定により特別利用料を徴収するものは、石炭港湾と輸出港湾中、門司のセメント埠頭、下関の肥料埠頭及び大阪の鋼材埠頭であります。

右の諸港湾の諸施設、おおむね四箇年を目途として整備することといたし、昭和三十四年度においては約七十億の事業費を予定いたしております。

この法律案は、以上の特別措置を実施いたします場合に必要事項について所要の特例規定を設けたものであります。そのうち最も重要な事項は、国と港湾管理者との費用負担の割合の特例を定めたこととあります。すなわち、さきに申し上げました受益者負担金または特別利用料を徴収する場合に、これらの収入金を工事費用の総額より差し引き、その残額について港湾法等の規定による負担割合を適用することといたしております。また、港湾管理者負担分は、借入金によつており、あえず支弁いたします関係上、その借入金利子相当分もあわせて港湾管理者の負担額に算入することといたしております。

右のほか、特別利用料の徴収手続の緩和、その他について必要最小限度の措置を定めたのがこの法律案の内容であります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○理事(相澤重明君) 以上、提案理由の説明を終りましたが、慣例によりまして、次回に移すものは移して、きょう、あとで補足説明を受けるものを御相談をしたいと思います。

〔速記中止〕

○理事(相澤重明君) 速記を起して。

○理事(相澤重明君) 次に、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案について補足説明を願ひます。

○政府委員(山下正雄君) 先ほど政務次官から本法案につきまして提案理由の説明がございましたが、補足説明をさせていただきますと思ひます。

わが国におきまして、鋼船を製造または修繕を行う造船所は二百七十四工場でございますが、これらの造船所において、昭和三十一年度には四百九十五隻、百九十四万総トン、昭和三十二年には六百七十七隻、二百四十八万五千総トンの進水実績をあげ、年間の生産高は三千四百三十億円に達しております。そのうち、大手二十五工場の三十二年度の進水実績は、トン数において全体の九一%、隻数にしまして三〇%を占めておりますが、これら大手造船所以外の、いわゆる中小型鋼船を主として製造または修繕を行なつておる造船所は、全国で二百四十五工場、そのうち百三十八工場は修理専門工場であります。これら中小型鋼船を製造する造船所の昭和三十三年度の進水実績は、トン数で二十一万四千総トン、

隻数では四百六十四隻でございます。その後、海運市況の不振のため注文が漸減いたしておりますが、現在約二百隻、六万総トンの中小型鋼船の建造が行われており、本年度内に約十五万総トンの進水が期待されております。

次に、昭和二十五年以降、昭和三十三年度までに中小型鋼船製造業が既設船台の整備、クレーンの更新等に投じた資金は約三十五億円であります。その結果、対象船舶の大きさに相違がございますが、中小型鋼船製造業のうちでも比較的合理化が進んでおると認められます造船所における工数及び鋼材使用量について、昭和二十四年を一〇〇として昭和三十三年と比較して見ますと、工数において二五%、鋼材の使用量において一〇%節減されておるにすぎず、大手造船所が同一期間内においてそれぞれ五〇%、二〇%と大きな節減が行われておるのに比べまして、これら中小型鋼船製造業の合理化が著しくおくれつてゐることが明らかであります。また、船舶の性能あるいは質的の向上に必要な製造設備または基本設計技術及び工作技術の面においても同様でありまして、早急に改善をはからねばならぬと思ひます。

しかし、これら中小型鋼船製造業の合理化、製造設備改善の必要妥当性があるからと申しまして、無見地に設備の拡張増設を行うものであつてはなりません。御承知の通り、わが国の造船業は世界最大の規模に達してあります。ロイド統計によりますと、一九五八年一月から十二月までの総トン数百トン以上の新造船船で、日本は百六十

五万総トンを起工し、世界の起工量の九百万トンの一・四％、進水量は日本は二百五万総トンで、世界の九百二十五万総トンの二・二％、竣工量は日本は二百二十三万総トンで、世界の九百六万総トンの二・四・七％を占めております。日本の造船能力はすでに世界の造船能力の二〇％以上に達してゐるのでありますから、これ以上の設備の拡張は、造船界の不況に際して寒心すべき事態を考へられすから、新規に船台の増設等を行うことなく、現有設備の改善合理化、技術の向上に重点を置き、建造船舶の性能の向上、船舶の低減あるいは事業の効率化をはかるということに行政の重点を置いて進めていきたいと思います。

次に、法案の内容について若干説明を加えたいと存じます。

法案の第三条に合理化基本計画を規定いたしておりますが、合理化基本計画策定の目的は、本法制定の趣旨にのっとり、中小型船舶の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減をはかるため、老朽化した設備の更新、過剰設備のくず化、転用及び技術向上等の一連の施策を実施するものでございますが、これらの措置は、計画的、総合的に行う必要がございます。それには総合的な計画を策定し、これを公表して、政府は中小型船舶造船業の合理化に対する決意と責任を明らかにし、あわせて、中小型船舶造船業を営む者に対し政府の計画に即応すべき指針を与え、合理化意欲を振起しようとするものであります。従つて、この計画は、単なる将来の見通しではなく、政策遂行の基本方針であり、本法に基づく諸措置の根幹となるものであります。

次に、合理化基本計画の内容を申し上げます。第一に、昭和三十八年度末における中小型船舶造船業の合理化の目標でございますが、合理化基本計画には、まず第一に合理化の実施によつて達成されるところの合理化目標が定められます。

すなわち昭和三十八年度末における中小型船舶造船業の合理化の実施によつて到達すべき技術水準、生産費、及び合理化すべき生産能力等の目標が、国内及び輸出需要の見通し、合理化のための資金事情その他を考慮して定められます。

第二に、新たに設置すべき設備の種類及び数量並びにその設置に必要な資金に関する事項でございますが、ここに掲げる事項は、あとに記載されている技術の向上とともに、合理化方策の中心となるものでございまして、品質の改善及び生産費の低減をもたらすものでございます。すなわち設備の近代化計画でございます。これが更新すべき設備の種類、台数及び資金の調達方法が定められるわけでございます。

第三に、くず化、転用、その他の方法により処理すべき設備に関する事項でございますが、本事項は前記の設備の近代化と関連するものでございまして、設備の更新後も陳腐化、老朽化した設備をそのまま放置することは、生産費の低減に役立たず、むしろ合理化のテンポをおくらすことになりす。これを避けるためくず化、転用等によつて、一定の計画のもとに処分する必要があります。これらの設備の処理について定めようとしております。

第四に、その他技術の向上、効率の

増進その他合理化に関する重要事項でございますが、ここで定めようとする事項には、新技術の導入、標準的な設計及び仕様並びに工作方法、原材料購入方法の改善等の基本的な事項を定めるつもりでございます。

次に、以上の合理化基本計画は、本法施行上の基本となるものでございしますから、慎重に決定する必要がある。その上で、海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議するのを目的として設置されました海運造船合理化審議会の意見を聴取し、決定し、これを告示するようにいたします。

次に、第四条の關係でございします。合理化実施計画でございます。この合理化基本計画と合理化実施計画との關係でございします。合理化基本計画は、本法施行期間を通ずる長期計画でございます。合理化実施計画は合理化基本計画の実施をはかるために必要な年度計画であり、実施細目でございます。これは造船技術の進歩、財政、金融、他産業の動向等諸般の情勢を勘案して、年々、策定する必要があります。あるからでございます。

次に、合理化実施計画の内容でございします。これは合理化基本計画の実施細目でございます。その内容は、合理化基本計画の一貫性を保持するものでございします。特に設備の近代化とそれに要する資金計画が重要なものとして定められるわけでございします。

次に、合理化実施計画の決定及び公表でございします。合理化実施計画の決定及び公表につきましては、合理化基本計画の決定及び公表の手續と同一に

いたしたいと思つております。

次に御説明申し上げたいのは、第六条の資金のあつせんでございします。ここに書いてございしますように、設備の設置に必要な資金のあつせんに努めようとするのでございします。本条は、合理化実施計画に定める設備の近代化の実施に要する資金のあつせんについて、政府の決意と責務を宣言したものであります。中小型船舶造船業の合理化資金の調達について積極的な政府関係金融機関等にあつせんの努力を要するものでございします。本規定は、宣言の規定にとどまり法的効果はございませんが、政策的な意義は大きいものがあると思われす。

次に、第七条の造船技術の向上のための基準等の公表でございします。

第一は、基準を公表する理由といたしましては、合理化基本計画において、合理化目標を掲げ、あるいは設備の近代化のための諸措置及び技術の向上のための諸方策が掲げられておりますが、これらは、中小型船舶造船全般を対象としての達成目標であり、個々の企業について定めておるものではございません。

本条は、中小型船舶を製造または修繕する工場あるいは事業場が保持すべき技術水準を設定し、これに即応する設備、工作方法及び従業員の技術的能力についての基準並びに設計の基本等を定めて技術の向上の努力目標たらしめようとするものでございします。

次に、公表すべき事項といたしまして、中小型船舶造船業における設備及び工事の方法の基準に関する事項でございします。中小型船舶造船業に最も

適した製造設備及び検査設備の種類、台数の基準並びに原材料の購入または保管、工程管理、溶接、組立等の工事の方法の基準を定めておりますが、この基準は主として工場あるいは事業場において製造または修繕する船舶の種類、大きさに応じて、それぞれ定められるわけでございします。

次に中小型船舶の製造及び修繕に従事する者の技術的能力の基準に関する事項でございします。中小型船舶製造業の雇用する者のうち、その技術面において中核部門をなす基本設計に従事する者、溶接工、主機関を修理する作業に従事する者等船舶の製造及び修繕上高度の技術的能力を要求される作業員並びに検査に従事する者の技術的能力の基準について定めようとしております。

次に、中小型船舶の設計の基本に関する事項でございします。中小型船舶造船業を営む者が船舶の製造を行う場合、船質の向上をはかるための設計の基本として性能、一般配置、強度及び構造並びに諸設備について定めようとしております。

次に、技術向上のための基準等の公表につきましては、特に造船技術の向上に関する重要事項を調査審議することとを目的として設置されました造船技術審議会の意見を聴取して公表することにしております。これは公表すべき事項が造船に関する具体的な技術の基準に関する事項であるからでございます。

なお、本法附則におきまして、モーターボート競走法の一部改正をいたしたいと思ひます。すなわち現在モーターボート競走法第十九条に規定する

交付金は、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業に資金を融通し、またはこれらの事業及び海難防止に関する事業に補助することになっております。今回、本法の一部を改正して造船業に対して融通または補助することができるよう道を開きたいと存じております。

本法は御承知のように、題名の示す通り臨時立法で、恒久法ではございません。本法が有効期間を五年と定めたのは、現在わが国の造船、海運の一般的な事情により少くとも五年の期間を必要とするからでございます。

なお、本法は、昭和三十九年三月三十一日限り、廃止の手続きをとることなくその効力を失うことにならしてあります。

以上で補足説明を終わりたいと思っております。

○理事(相澤重明君) これは慣例によりまして、次に移つてよろしくごさいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(相澤重明君) 次に、国内旅客船公団法案の補足説明をお願いいたします。

○政府委員(福田静夫君) 国内旅客船公団法案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず第一に、目的であります。国内旅客船公団は、旅客船の整備に必要な資金を自力で調達することが困難な海上旅客運送事業者と共同いたしました。国内旅客船の建造または改造を行ない、これによって民生の安定に必要な航路の維持及び改善をはかつてゆくことを目的としたしております。ここで

「海上旅客運送事業者」と申しますのは、海上運送法によりまして、一般旅客定期航路事業の免許を受けた者または旅客不定期航路事業の許可を受けた者だけを指しております。また、公団が建造、改造を行います「国内旅客船」は、ただいま申し上げました海上旅客運送事業者がその事業のために使用する旅客船であります。遊覧や観光のみに用いられる船舶は対象から除かれております。

第二に、公団の組織であります。国内旅客船公団は、資本金二億円、全額政府出資の特殊法人といたしまして、その役員は、理事長一名、理事二名以内、監事三名を置くことになっております。理事長は、公団を代表し、公団の業務を総理するものであり、監事は、公団の業務を監査するものであります。

公団の業務は、運輸大臣が任命することになっております。理事長は、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長の事故、欠員の際には、これに代るものであります。その任命は、理事長が運輸大臣の認可を受けて行うことにしております。このほか、役員は、任期、役員は、資格事項、役員の解任、役員は、兼職禁止、職員の任命等につきましては、他の公団の例にならうて規定してあります。

第三に公団の業務であります。公団は、先に述べました目的を達成するために、次に設けたような業務を行うこととしております。

その一は、海上旅客運送事業者等と費用を分担して国内旅客船の建造または改造を行うことである。この場合、公団は、建設費の七割、改造費の五割を負担するものとし、残りを事業

者に負担させたいと考えております。

なお、北海道の国内旅客船の整備につきましては、北海道船舶整備公社が昨年十二月に発足いたしましたので、この公社とも費用を分担いたしました。建造または改造を行うようにいたしております。

その二は、こうしてできました国内旅客船を公団と事業者とで共有し、これを海上旅客運送事業者に使用させることである。この場合、公団は、船舶の減価償却と金利の支払い等に充てるため事業者から毎月定額の使用料を取ることにいたしましたと考えております。

その三は、共有船舶をある年限がききました場合に事業者に譲渡することであり、譲渡価格は、おおむね公団持分の残存価格に近いものとなります。

公団は、このほかに、以上の業務に付帯する業務を行うことができることとしたしております。公団の業務につきましましては、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬことを定めまして、業務が最も効率的に行われよう、また、目的を達成することのないよういたしております。

第四に、公団の財務及び会計についてであります。公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に運輸大臣の認可を受けなければならないこととし、また、毎事業年度、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、決算報告書等を添付して運輸大臣の承認を受けなければならないこととしております。

利益及び損失の処理については、積立金または繰越欠損金として整理することとしております。公団の出資金は産業投資特別会計から出ております。関係上、一定の積立金をしておき、ある場合にはその残余の額を国庫に納付することとしております。

次に、公団は、運輸大臣の認可を受けて長期若しくは短期の借入金をし、または旅客船賃金を発行することにしております。事業資金は、主として資金運用部資金に仰ぐこととし、昭和三十四年度は三億円の融資を予定いたしております。このほか、償還計画余剰金の運用、給与及び退職手当の基準等について規定いたしております。なお、おおむね他の公団の例によつております。

第五に、公団の監督であります。公団は、運輸大臣が監督することとし、業務に關して監督上必要な命令をし、業務及び財務に關して報告を徴し、あるいは事務所の立入検査をすることができるとしてあります。

以上のほか、公団の解散、罰則、公団の設立手続等について規定いたしております。公団の法改正があり、登録税、印紙税、所得税、法人税及び地方税中の事業税は、公団については非課税とすることにしたしております。また最後に、離島航路整備法の一部を改正いたしました。同法に基づく利子補給は、昭和三十四年四月一日以降の融資については行わないこととしたし、助成策の重複を避けることとしたしております。

以上でこの法律案の概要についての御説明を終ります。

○理事(相澤重明君) では次に、港湾運送事業法の一部を改正する法律案について補足説明を求めます。

○政府委員(中道峰夫君) 港湾運送事業法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、いかに運送事業を新たに設けることとした第二条及び第三条の改正についてであります。

現在、港湾運送事業の種類としては、一般港湾運送事業、船内荷役事業、はしけ運送事業及び沿岸荷役事業の四種類があり、水面貯木場における木材の荷さばき、保管、搬出入等の作業については、沿岸荷役事業の一態様として規制されているのであります。が、これらの作業は、他の貨物を扱う沿岸荷役事業と本質的に異なるものでありますので、これを沿岸荷役事業から分離することとし、さらに、現行法上必ずしも明確でなかつた港湾内における木材のいかに組んで運送行為についても法律上明確にし、これらをあわせて新しい業種としてのいかに運送事業を設けることとしたいたしました。

第二に、業務の範囲を限定して登録を受けることができることとした第四条の改正についてであります。

港湾運送事業の登録は、港湾及び事業の種類について行われるのであります。が、ある事業の登録を受けていても、特定の荷主あるいは特定の貨物のみを扱うという事業者が相当数ある現状にかんがみまして、これらの事業者と不特定の荷主または貨物を扱う事業者とを区別して法規制することが適切でありますので、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して事業を行

う場合には、その旨を登録の内容とすることとした。

第三に、登録の拒否に関する規定を整備するための第七條の改正についてであります。

現行法は、港湾運送事業の登録の拒否要件として事業遂行に必要な労働者及び施設を有していないこと等を規定しているものでありますが、港湾運送事業のわが国産業及び貿易に及ぼす影響並びにその作業の特殊性にかんがみまして、港湾運送機能を充実し、適格な港湾運送を行わせるため、荷役事故に関する損害賠償能力を担保するため

の資力に関する規定及び事業を適確に運営するために必要な経験能力に関する規定を加えることとしたしました。

第四に、事業の開始及び休止の届出を義務づけることとした第十二條の二の新設及び第二十條の改正についてであります。

後に御説明申し上げます事業停止及び登録取り消しに関する規定の改正と関連いたしまして、港湾運送事業の実態を正確に把握し、監督行政を一そう有効なものとしたしますため、港湾運送事業者が事業を開始したとき及び事業を休止したときには届け出させることとしたしました。

第五に、私的独占禁止法の適用除外の範囲を広げることとした第十九條の改正についてであります。

港湾運送は、海上運送と直結しておりますため、その需要が流動性を有し、事業の計画的運営が困難であること及び港湾運送事業の多くが中小企業であり、しかも過当な競争に悩まされていること等のため、企業の安定性を欠き、これが近代化、合理化を妨げて

いる現状にかんがみまして、事業者相互の協調体制を確立し得る道を開くため、現在私的独占禁止法の適用除外となつてゐる施設の共用に関する協定をも含め、広く港湾運送に関する協定であつて運輸大臣の認可を受けたものにつきましては、同法の適用を除外することとしたしました。

第六に、事業停止及び登録取り消しに関する規定を整備するための第二十條の改正についてであります。

登録を受けた事業者が登録拒否要件に該当することとなつた場合には、事業の停止または登録の取り消しの処分をすることができることとなつておりますが、前に御説明申し上げましたように、登録拒否要件に損害賠償を担保するための資力及び事業遂行に必要な経験能力に関する事項を追加することとしたしましたので、この改正と関連いたしまして、本条を整備し、さらに正当な理由がなくて一年以上事業を休止している場合も、行政処分の対象とすることとしたしました。

以上で、この法律案の概要についての御説明を終わります。

○理事(相澤重明君) 速記をとめて。

(速記中止)

○理事(相澤重明君) 速記を起して。

以上によつて補足説明を終わりました。次回は、公報をもつてお知らせいたしたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十三分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小型鋼船造船業合理化臨時措置

法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

運輸大臣は、第一項の規定により合理化基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(合理化実施計画)

第四條 運輸大臣は、毎年、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画を実施するため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の変更)

第五條 運輸大臣は、造船技術の著しい進歩又は中小型鋼船造船業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画又は合理化実施計画を変更するものとする。

2 第三條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(資金のあつせん)

第六條 政府は、合理化実施計画に定める中小型鋼船造船業の合理化のための設備の設置に必要な資金のあつせんに努めるものとする。

(造船技術の向上のための基準等の公表)

第七條 運輸大臣は、造船技術審議会の意見をきいて、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。

一 中小型鋼船造船業における設備及び工事の方法の基準に関する事項

二 中小型鋼船の製造及び修繕に

関する事項

三 中小型鋼船の設計の基本に関する事項

附則

從事する者の技術的能力の基準に関する事項

三 中小型鋼船の設計の基本に関する事項

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二十二條第二項並びに第二十二條の四第三号、第四号及び第六号中「モーターボート」を「モーターボートその他の船舶」に改める。

3 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中(第五十六條―第六十三條)を(第五十六條―第六十四條)に改める。

第六條を次のように改める。

(投資)

第六條 日本国有鉄道は、他の法律に定めるものを除くの外、その業務の運営に必要な場合には、運輸大臣の認可を受けて、予算で

定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資することができる。

2 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定による投資に係る輸送施設に關しその使用状況その他の事項を運輸大臣に報告しなければならない。

第九條第三項第七号中「承認を受けるべき事項」の下に「運輸省令で定める事項を除く。」を加える。

第十條第一項中「理事五人以上十人以内」を「理事十一人以上十六人以内」に改める。

第五十五條中第六号を削り、第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六條第二項又は前條第二項の規定に基き報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十三條の次に次の一條を加える。

(職權の委任)

第六十四條 この法律に規定する運輸大臣の職權で運輸省令で定めるものは、陸運局長が行う。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

特定港灣施設整備特別措置法案

(目的)

第一條 この法律は、輸出貿易の伸長及び工業生産の拡大に対応して、重要な港灣施設を緊急に整備することにより、経済基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「特定港灣施設工事」とは、次の工事をいう。

一 政令で定める港灣の水城施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十二條第一項又は北海道開発のためにする港灣工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第一項の規定により運輸大臣が施行するもの

二 政令で定める港灣区域外の航路の改良の工事であつて、運輸大臣が施行するもの

(借入金)

第三條 特定港灣施設工事を施行するため必要があるときは、特定港灣施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、その工事に要する費用の一部につき借入金をもつてその財源とすることができる。

(港灣管理者の負担割合の特例)

第四條 重要港灣(北海道の重要港灣を除く。以下この条において同じ。)において企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八條第四項前段の規定による特定港灣施設工事を施行する場合において、同項後段の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の

の十分の五以上であるときは、港灣法第五十二條第二項において準用する同法第四十二條第一項本文の規定にかかわらず、港灣管理者は、その工事に要する費用について当該費用の額から当該負担金の額を控除した額の十分の五を負担する。

2 運輸大臣は、特定港灣施設工事(前項に規定するものを除く。)であつて政令で定めるものについては、港灣管理者との協議がとつたときは、港灣法第五十二條第二項において準用する同法第四十二條第一項本文又は北海道開発のためにする港灣工事に関する法律第三條第二項において準用する同法第三條第一項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従ひ、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港灣管理者に負担させることができる。

一 重要港灣において施行する工事 十分の六

二 北海道の港灣の水城施設又は外郭施設に係る工事 十分の一

三 北海道の港灣の係留施設に係る工事 十分の三・二五

3 前項に規定する特定港灣施設工事については、港灣法第五十二條第二項において準用する同法第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と読み替へるものとする。

4 港灣管理者は、特定港灣施設工事に要する費用について負担すべき負担金に係る政令で定める利息

があるときは、当該負担金のほか、当該利息を負担する。

(強制徴収)

第五條 前條第一項に規定する特定港灣施設工事について、企業合理化促進法第八條第四項後段の規定による負担金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、百円につき一日四銭の割合で計算した額をこえない範囲内でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が同項の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、運輸大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特權は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

があるときは、当該負担金のほか、当該利息を負担する。

(強制徴収)

第五條 前條第一項に規定する特定港灣施設工事について、企業合理化促進法第八條第四項後段の規定による負担金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、百円につき一日四銭の割合で計算した額をこえない範囲内でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が同項の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、運輸大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特權は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(特別利用料)

第六條 港灣管理者は、第四條第二項の規定により同項に規定する特定港灣施設工事について負担する負担金のうち、当該工事に要する費用の額の十分の二(北海道の港灣については、十分の一)に相当する部分(その部分に係る政令で定める利息を含む。)の財源に充て

るために特別利用料を徴収するものとする。

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

鹿兒島海上保安部に航空機配置の請願者 鹿兒島県議會議長 大

坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

鹿児島県は、東支那海並びに中部太平洋への広範にわたる重要な漁業基地であるため、本県の各港を根拠地として操業する県内外の漁業は年々増加する現状にある。しかるに当海域を管轄する鹿児島海上保安部の現有保安部巡視船をもつては、これら海上にふくそうする船舶の緊急事態に際し、適確なる活動を期待することは至難であるから、鹿児島海上保安部に航空機が配置せられるよう、格段の措置を講ぜられたいとの請願。

第六八八号 昭和三十四年一月三十一日受理

国鉄公社の管理所設置反対に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

日本国有鉄道公社は営業不振線の地域を指定してあらたに管理所を設置する方針のようであるが、これは同社がその公共性を逸脱して地域住民に営業不振のしわ寄せをするものであつて、産業経済の進展の上から憂慮すべき問題であり絶対反対であるから、管理所設置の措置を撤回せられたいとの請願。

第七一八号 昭和三十四年二月二日受理

国鉄福島輸送派出所存続に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原田盛雄

紹介議員 石原幹市郎君

東北開発はわが国経済発展上緊要欠くことのできないものであり、これが達

第十部

運輸委員会会議録第六号

昭和三十四年二月十八日【参議院】

成にあたり輸送力の増強は必要不可欠の要件であることは論をまたないところである。ことに福島県は豊富な天然資源を包蔵し、かつ東北地方第一の人口と生産規模を有するが運輸交通の不利不便から容易に後進性を脱却し得ない実情にあるとき、今日まで県内輸送の中核機関として多大の効果をあげてきた福島輸送派出所が廃止されるとか聞くが、はたして事実とすればこのよう

な措置は東北地方総合開発の国策に反するばかりでなく県内各地の豊富な農林産物、鉱工生産品等の輸送に支障をきたすことは必然であるから政府並びに国鉄当局においては、これらの事情を賢察の上福島輸送派出所を存続するとともに、東北地方における国鉄輸送力の総合的な増強を計られたいとの請願。

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本観光協会法案
二、自動車ターミナル法案

日本観光協会法案

日本観光協会法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 会員(第八条—第十条)
- 第三章 役員(第十一条—第十九条)
- 第四章 運営委員会(第二十条—第二十三条)
- 第五章 業務等(第二十四条—第二十五条)
- 第六章 財務及び会計(第二十六条—第三十三条)
- 第七章 監督(第三十四条—第三十五条)

第八章 雑則(第三十六条—第三十七条)

第九章 罰則(第三十八条—第四十二条)

附則

第一章 総則

第一条 日本観光協会は、外国人観光旅客の来訪及び外国人観光旅客に対する接遇等の改善を促進することにより、国際観光事業の振興を図り、あわせて観光事業一般の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本観光協会(以下「協会」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、主たる事務所を東京に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項

五 役員に関する事項

六 運営委員会及び運営委員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

ない。

第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 協会でない者は、日本観光協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

第二章 会員

(資格)

第八条 次の各号に掲げる者は、協会の会員となることができる。

一 日本国有鉄道

二 地方公共団体

三 旅客を運送する運送事業を経営する者

四 ホテル業、旅館業又は旅行あつせん業を経営する者

五 前二号に掲げる者の団体

六 その他定款で定める者

(加入及び脱退)

第九条 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒んでならない。

2 会員は、何時でも、協会を脱退することができる。

(会費の負担)

第十条 会員は、協会の会費を負担する。

する。

第三章 役員

(役員)

第十一条 協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任期)

第十三条 会長、副会長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は運輸大臣の認可を受けて会長が任命する。

(役員の任期)

第十四条 会長、副会長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格事項)

第十五条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方

公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員)の解任

第十六条 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第十八条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人)の選任

第十九条 会長は、協会の理事又は職員のうちから、従たる事務所の

業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第四章 運営委員会

(運営委員会)

第二十条 協会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、三十人以内において定款で定める数の運営委員をもつて組織する。

3 運営委員は、定款で定めるところにより、会員が会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選挙する。

4 委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

(権限)

第二十一条 次の事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 会費の額及び徴収の方法

三 その他定款で定める事項

2 運営委員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(議長)

第二十二条 運営委員会に議長を置き、運営委員がこれを互選する。

2 議長は、運営委員会の会務を総理する。

3 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、議長に事故がある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならない。

(招集及び議事)

第二十三条 会長は、運営委員会を招集し、及びこれに議案を提出する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

第五章 業務等

(業務の範囲)

第二十四条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。

二 外国人観光旅客に対する接遇の向上その他観光事業に関する業務の改善に関する指導を行うこと。

三 観光に関する調査及び研究を行うこと。

四 観光に関する出版物の刊行を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務(国際観光事業の助成に関する法律の適用)

第二十五条 協会については、これを国際観光事業の助成に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)第一条の政令で定める法人とみなして、同法の規定を適用する。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十七条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業

年度開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(決算)

第二十八条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。

(財務諸表等)

第二十九条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するとき

は、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 会長は、第一項の承認を受けた財務諸表、決算報告書及び前項の監事の意見書を次回の運営委員会に提出しなければならない。

4 協会は、第一項の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前

項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第三十一条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 協会は、業務上の余裕金については、銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(運輸省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に

関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第七章 監督

(監督)

第三十四条 協会は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

る。

第三十五条 運輸大臣は、協会に対して、その業務及び資産の状況に

関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 雑則

(解散)

第三十六条 協会の解散については、別に法律で定める。

(運輸省令への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第九章 罰則

(収賄等)

第三十八条 協会の役員又は職員は、その職務に関してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 協会の役員又は職員は、その職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第三十九条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於ては、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(過料)

第四十一条 次の各号の一に該当する場合に於ては、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することゝしたとき。

三 第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して

業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第六十二条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第二条 運輸大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於て、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとす。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者七人以上の同意を得なければならない。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者

は、前条の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第五条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時に於て会員となつたものとする。

(財団法人国際観光協会等からの引継)

第六条 昭和三十年五月二十四日に設立された財団法人国際観光協会及び昭和二十二年六月三日に設立された財団法人全日本観光連盟は、当該寄附行為は定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてこれらの法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人国際観光協会又は財団法人全日本観光連盟の一切の権利及び義務は、協会の成立の時に於て協会の承継されるものとし、これらの法人は、その時において解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人国際観光協会又は財団法人全日本観光連盟が解散した場合におけるこれらの法人の解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際に日本観光協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には、適用しない。

第八条 協会の最後の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本自動車振興会」の下に、「日本観光協会」を、「自動車競技法」の下に、「日本観光協会法」を加える。

(所得税法の改正)

第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第十号中「日本自動車振興会」の下に、「日本観光協会」を加える。

(法人税法の改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第六号中「及び日本自動車振興会」を、「日本自動車振興会及び日本観光協会」に改

第四章 バスターミナルに関する特別規定(第二十九条・第三十条)

(地方税法の改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本自転車振興会及び日本観光協会」に改める。

第五章 雑則(第三十一条・第三十二条)

第六章 罰則(第四十条―第四十五条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自動車ターミナル事業の適正な運営及び専用自動車ターミナルの適確な管理を確保するとともに、自動車ターミナルの整備を促進することにより、自動車運送の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般路線貨物自動車運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営む者をいう。

2 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸のため、自動車運送事業の事業用自動車と同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

3 この法律で「一般自動車ターミナル」とは、専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをいい、「専用自動車ターミナル」とは、自動車運送事業者が当該自動車運送事業の用に供することを目的として設置した自動車ターミナルをいう。

4 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラクタターミナル」とは、一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。

5 この法律で「自動車ターミナル事業」とは、一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業をいう。

第二章 自動車ターミナル事業

(免許)

第三条 自動車ターミナル事業を営もうとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。

一 バスターミナル事業(バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業)

二 トラクタターミナル事業(トラクタターミナルである一般自動車ターミナルを一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業)

(免許申請)

第四条 自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類
二 一般自動車ターミナルの名称及び位置
三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要
四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画
五 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

提出しなければならない。

一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類

二 一般自動車ターミナルの名称及び位置

三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要

四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画

五 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

五 運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、自動車ターミナル事業の免許をしてはならない。

一 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車輸送事業の輸送網の中心として適切なものであること。

二 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に對して適切なものであること。

三 当該事業の遂行上適切な事業計画を有するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 その他当該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

2 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けることができる。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 自動車ターミナル事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人であつて、その役員が前三号の一に該当するもの

(工事の施行)

第六条 自動車ターミナル事業の免許を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という。)は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び誘導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない理由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

(工事計画の変更)

第七条 自動車ターミナル事業者

提出しなければならない。

一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類

二 一般自動車ターミナルの名称及び位置

三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要

四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画

五 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

五 運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、自動車ターミナル事業の免許をしてはならない。

一 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車輸送事業の輸送網の中心として適切なものであること。

二 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に對して適切なものであること。

三 当該事業の遂行上適切な事業計画を有するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 その他当該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

2 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けることができる。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 自動車ターミナル事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人であつて、その役員が前三号の一に該当するもの

(工事の施行)

第六条 自動車ターミナル事業の免許を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という。)は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び誘導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない理由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

第七条 自動車ターミナル事業者

提出しなければならない。

一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類

二 一般自動車ターミナルの名称及び位置

三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要

四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画

五 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

五 運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、自動車ターミナル事業の免許をしてはならない。

一 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車輸送事業の輸送網の中心として適切なものであること。

二 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に對して適切なものであること。

三 当該事業の遂行上適切な事業計画を有するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 その他当該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

2 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けることができる。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 自動車ターミナル事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人であつて、その役員が前三号の一に該当するもの

(工事の施行)

第六条 自動車ターミナル事業の免許を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という。)は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び誘導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない理由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

は、工事計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(工事の完成)

第八条 工事の施行の認可を受けた自動車ターミナル事業者は、運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、一般自動車ターミナルの検査を申請しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該工事に係る構造及び設備が工事計画に合致し、かつ、工事を必要としなかつた部分の構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

3 第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。

(工事を要しない場合)

第九条 ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車ターミナルの構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

(供用の開始)

第十条 自動車ターミナル事業者は、第八條第一項又は前条第一項

の検査に合格しなければ、一般自動車ターミナルの供用を開始してはならない。

2 自動車ターミナル事業者は、第八條第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始しなければならない。

(使用料金)

第十一条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一 使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを著しく困難にするおそれがないものであること。

二 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供用約款)

第十二条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一 使用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 自動車ターミナル事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

(利用規程)

第十三条 自動車ターミナル事業者は、旅客又は荷主(道路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ)その他の公衆の一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、利用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 運輸大臣は、前項の認可については次の基準によらなければならない。

一 旅客又は荷主その他の公衆が当該一般自動車ターミナルを利用することを困難にするおそれがないものであること。

二 混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものであること。

(一般自動車ターミナルの管理)

第十四条 自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六條第二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止並びに営業用自動車等の円滑な運行の確保に関し運輸省令で定める基準に従つて一般自動車ターミナルを管理しなければならない。

3 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの管理の方法が前二項の規定

に違反していると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供用義務)

第十五条 自動車ターミナル事業者は、次の場合を除いては、一般自動車ターミナルの供用を拒絶してはならない。

一 当該供用の申込が供用約款によらないものであるとき。

二 一般自動車ターミナルが当該供用の申込に対応する設備を有しないとき。

三 当該供用に関し使用者から特別の負担を求められたとき。

四 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止)

第十六条 自動車ターミナル事業者は、自動車運送事業者又は旅客若しくは荷主その他一般自動車ターミナルを利用する公衆に対して、不当な差別的取扱をし、その他これらの利用者の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 運輸大臣は、前項に規定する行為があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その行為の停止を命ずることができる。

(名称の變更)

第十七条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの名称を變更したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(位置及び規模の變更)

第十八条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの位置又は規模を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第五條第一項の規定は、前項の認可について準用する。

3 第六條から第八條まで及び第十條の規定は、第一項の認可があつた場合について準用する。

(構造又は設備の變更)

第十九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの構造又は設備を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、位置又は規模の變更に伴う場合及び運輸省令で定める軽微な事項に係る變更の場合については、この限りでない。

2 第六條第二項の規定は、一般自動車ターミナルの構造又は設備の變更の認可について準用する。

3 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な事項に係る構造又は設備の變更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業改善命令)

第二十条 運輸大臣は、自動車運送事業者の輸送事情その他社会的経済的事實の變動があつた場合において、自動車ターミナル事業者(第三條の免許を受けて経営するものに限る。)の運営について公衆の利便の増進に著しい支障があると認めるときは、当該自動車ターミナ

ル事業者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 一般自動車ターミナルの規模又は構造若しくは設備を変更すること。

二 使用料金、供用約款又は利用規程を変更すること。

(使用命令等)

第二十一条 運輸大臣は、一般自動車ターミナル(第三条の免許を受けて設置したものに限る。以下この条において同じ。)の所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業者が当該一般自動車ターミナルを使用していない場合において、自動車運送事業の輸送網を整備するため必要があると認めるときは、その自動車運送事業者に対して、当該一般自動車ターミナルを使用すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、当該自動車運送事業者に対する道路運送法第四條第一項又は第十八條の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

3 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業に關しては、道路運送法に基く免許その他の処分をするについて、当該地点が自動車運送事業の輸送網の中心である性質にかんがみ、当該一般自動車ターミナルの効用を發揮させるため、特別の配慮をすべきものとする。

(事業の譲渡及び譲受等)
第二十二條 第三條の免許を受けて經營する自動車ターミナル事業の

譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車ターミナル事業者である法人(地方公共団体を除く。以下この項及び次條第二項において同じ。)の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、自動車ターミナル事業者である法人と自動車ターミナル事業者でない法人が合併する場合において、自動車ターミナル事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3 第五條第一項第四号及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車ターミナル事業の譲受人、自動車ターミナル事業者である法人について合併があつた場合に合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人は、この法律に基く自動車ターミナル事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により自動車ターミナル事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(事業の廃止等)
第二十三條 自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 自動車ターミナル事業者である法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 運輸大臣は、当該休止若しくは廃止又は法人の解散が公衆の利便

を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。ただし、天災その他やむをえない事由に基く場合は、この限りでない。

(免許の取消)

第二十四條 運輸大臣は、自動車ターミナル事業者が次の各号の一に該当するときは、免許を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 第五條第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三 第六條第一項の規定による申請に対して不認可の処分を受けたとき。

四 第八條第一項又は第九條第一項の検査の結果、不合格となつたとき。

第三章 専用自動車ターミナル

(設置等の届出)

第二十五條 自動車運送事業者は、専用自動車ターミナルを設置したときは、遅滞なく、次の事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。

一 パスターミナルであるかトラックターミナルであるかの別

二 名称及び位置

三 規模並びに構造及び設備の概要

四 その他運輸省令で定める事項

2 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、前項第二号若しくは第三号に掲げる事項に

ついて変更があつたとき、又は専用自動車ターミナルの使用を停止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(検査)

第二十六條 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、その構造及び設備について運輸大臣の検査を受けこれに合格しなければならない。専用自動車ターミナルの位置又は規模を変更した場合についても、同様とする。

2 第九條第二項の規定は、前項の検査について準用する。

(準用規定)
第二十七條 第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者について準用する。

(道路運送法の適用)
第二十八條 専用自動車ターミナルに關しては、道路運送法第二十條、第二十一條並びに第三十三條第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第四章 パスターミナルに關する特別規定
(パスターミナル設置の指示)
第二十九條 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線が多数集中する地域において、パスターミナルがないため一般公衆の利便及び一般乗合旅客自動車運送事業の健全な發達が著しく阻害されていると認めるときは、当該路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業

を經營する者の全部に対して、共同して、パスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 運輸大臣は、前條の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、関係事業者間の協議について、あつせんすることが出来る。

(パスターミナル設置計画)
第三十條 前條第一項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きパスターミナルの設置のためとるべき措置について、パスターミナル設置計画を作成し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

2 パスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 パスターミナルの名称、位置及び規模

二 一般自動車ターミナルであるか専用自動車ターミナルであるかの別

三 パスターミナルを設置する者の用地の取得及び資金の調達の方法

五 その他運輸省令で定める事項

第五章 雜則
(用地及び資金の確保に關する措置)
第三十一條 運輸大臣は、自動車ターミナルの設置(第三條の免許又は第二十九條第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第二十二條第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善に關して、用地及び資金の確保に關

する措置を講ずるよう努めるものとする。

(免許等の条件)

第三十二条 免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該自動車タミナル事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(運輸審議会への諮問)

第三十三条 運輸大臣は、第三条、

第三十四条 運輸大臣は、第十四条第三項若しくは第十六条第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(訴願)

第三十五条 この法律の規定による処分不服のある者は、訴願をすることが出来る。

(関係行政機関の意見徴取)

第三十六条 運輸大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の都市計画区域内において第三条、

第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、建設大臣の意見をきかなければならない。

2 運輸大臣は、第三条、第十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣は、第二十九条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係市町村長(特別区域に係る場合は、都知事)の意見をきかなければならない。

(職権の委任)

第三十七条 この法律に規定する運輸大臣の職権を運輸省令で定めるものは、陸運局長が行う。

(適用除外)

第三十八条 この法律は、鉄道事業又は軌道事業を経営する者がこれらの事業の用に供する乗降施設、積卸施設、荷捌施設その他の停車場内の施設を利用して設置する自動車タミナルについては、適用しない。

(報告及び検査)

第三十九条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、自動車タミナル事業者に対して、その事業に関して報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、

その職員に自動車タミナル又は自動車タミナル事業者の事務所に入り、自動車タミナルの構造若しくは設備の状況又は帳簿書類の他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 罰則

第四十条 第十条第一項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十六条第一項の規定に違反して一般自動車タミナルの供用を開始し、又は専用自動車タミナルの使用を開始した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第三条の規定に違反して自動車タミナル事業を経営した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた料金によらないで料金を收受した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項、第十三条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十三条第一項の規定により許可又は認可を受けていなければなら

ない事項を許可又は認可を受けないでした者

二 第十四条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)第二十条又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十五条の規定に違反した者

四 第十六条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による処分違反した者

五 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による掲示を怠つた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 第三条の規定は、この法律の施行の際現に自動車タミナル事業を経営している者については、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に自動車タミナル事業を経営している者は、前項の期間内に当該一般自動車タミナルに關し第四十条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出たときは、第三条の免許を受けたものとみなす。

3 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三条 この法律の施行の際現に自動車タミナルを使用している自動車運送事業者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該専用自動車タミナルに關し第二十五条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第四条 附則第二条第二項の規定により自動車タミナル事業の免許を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から六月間は、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、使用料金又は供用約款の認可を受けなくとも、当該一般自動車タミナルを供用することが出来る。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において

て、認可をした旨又は認可をしな
い旨の通知を受ける日まで、同
様とする。

2 附則第二条第二項の届出をした
一般自動車ターミナルについて
は、第十五条の規定は、この法律
の施行の日から六月間は、適用し
ない。

3 前項に規定する一般自動車ター
ミナルについては、第二十条の規
定は、この法律の施行の日から三
年間は、適用しない。

第五条 附則第二条第二項の規定に
より免許を受けたものとみなされ
た者及び附則第三条第一項の規定
による届出をした自動車運送事業
者は、この法律の施行の日から六
月間は、第十三条第二項（第二十
七条において準用する場合を含む。
以下この項において同じ。）の規
定にかかわらず、利用規程の認可
を受けなくても、当該一般自動車
ターミナルを供用し、又は当該
専用自動車ターミナルを使用す
ることが出来る。これらの者がそ
の期間内に同項の規定による認可
を申請した場合において、認可を
した旨又は認可をしないう旨の通知
を受ける日まで、同様とする。

2 附則第二条第二項の規定による
届出をした一般自動車ターミナル
及び附則第三条第一項の届出をし
た専用自動車ターミナルについて
は、第十四条第二項（第二十七条
において準用する場合を含む。）の
規定は、この法律の施行の日から
六月間は、適用しない。

3 前項に規定する自動車ターミナ
ルについては、第十四条第一項

（第二十七条において準用する場
合を含む。）の規定は、この法律
の施行の日から三年間は、適用し
ない。ただし、当該自動車ターミ
ナルの構造又は設備を変更した場
合において、その変更に係る部分
については、その変更後は、この
限りでない。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四
年法律第五十七号）の一部を次
のように改正する。

第四条第一項第四十号の次に次
の一号を加える。

四十の二 自動車ターミナル事
業を免許し、及び自動車ター
ミナルに関し許可又は認可を
すること。

第六条第一項第十一号の六の次
に次の一号を加える。

十一の七 自動車ターミナル法
（昭和三十四年法律第
号）の規定により運輸審議会
にはかることを要する事項

第二十八条第一項第四号の次に
次の一号を加える。

四の二 自動車ターミナルに関
すること。

第五十一条第一項第七号の二の
次に次の一号を加える。

七の三 自動車ターミナルに関
すること。

（土地収用法の一部改正）

第七条 土地収用法（昭和二十六年
法律第二百十九号）の一部を次の
ように改正する。

第三条第九号の次に次の一号を
加える。

九の二 自動車ターミナル法

（昭和三十四年法律第
号）第三条の免許を受けて経
営する自動車ターミナル事業
の用に供する施設

第五号中正誤

ハ 段行 誤 正
ニ 八 収入支出含 収入、支出
ノ 九 組み、